

【1985年11月22日】労災保険制度の改善について（公益試案）

労災保険基本問題懇談会

労災保険制度の改善について〔公益試案〕

労災保険制度は、制度発足以来度重なる制度改革を経て、その給付水準は、ILO第121号勧告の水準を満たし、西欧先進国に比肩しうるものとなっている。また、この間労働福祉事業の整備も逐次図られ、我が国の労災保険制度は、災害補償を中心としつつも使用者責任を背景とする総合的な保険制度に発展を遂げていると言ってよいであろう。

このように既に充実した内容を有する労災保険制度ではあるが、現在次のようないくつかの問題点を指摘することができる。

即ち、制度面において公平を欠くと考えられる点、均衡を失っていると考えられる点等の不合理な問題が生起してきていることである。例えば、保険給付の中心を占める年金制度下において若年時被災労働者が低額の年金のまま据え置かれることが多いのに対し、壮年時被災労働者の場合にはきわめて高額な年金が支給される場合があるなど受給者相互の格差の問題である。

また、高齢時における労働者の稼得能力は一般的には低下するにもかかわらず、労災年金額は低下するしくみになっていないこと等労働災害により失われた労働者の稼得能力の補てんを行う労災保険制度の本来の趣旨・目的に照らして疑問があるばかりか、最近改正が行われた厚生年金、国民年金等他の公的年金と比べ受給額に大きな格差が生じていることも問題である。

さらにこうした問題に加え、労災保険制度を取り巻く時代の変化に対応した制度の見直しも必要となっている。今日、我が国では世界に例を見ないスピードで人口の高齢化が進展しつつあり、これに伴い労災年金受給者の高齢化、年金の受給期間の長期化等の傾向が強まっており、災害の重篤化とも相まって介護を要する高齢被災労働者が増加しつつあること等高齢化の影響が生じており、また、マイクロ・エレクトロニクス化等の技術革新の進展による労働への影響を労災保険制度において考慮すべき状況になってきている。

当基本問題懇談会としては、このような実情を十分に考慮し、労災保険制度について次のような考え方にに基づき、具体的には当面下記の措置を講ずべきであるとの結論に達するに至った。

- (1) 制度上不公平、不均衡と考えられる点については、公平の観点からその是正を図ることが、労災保険制度の健全な発展にとって不可欠である。とりわけ被災労働者の稼得能力の適正な評価を通じ労災年金受給者相互間及び労災年金受給者と一般労働者との間の公平を図る見地から、労災年金制度に年功賃金体系の要素を加味する等その充実・整備を図ることが現下の急務と考える。

- (2) 高齢化社会に対応するため、高齢化する重度の被災労働者を対象に介護等の援護施策の一層の充実等を図るとともに、併せてマイクロ・エレクトロニクス化をはじめとする最近の技術革新の急速な進展に対応し、これに伴い生ずる新しいタイプの災害の防止あるいは労働者の心身両面にわたる健康管理対策を一層推進していく等労働者の健康面における福祉の一層の向上に配慮すべきと考える。
- (3) その他、制度の運営上いくつかの改善すべき点もみられるので、早急に着手すべきものを指摘した。
- (4) なお、制度の根幹に係る労災保険法と労働基準法との関係のあり方、業務上外の認定のあり方、特別加入制度のあり方等の問題、あるいは他の制度との基本的な調整に係る労災年金と社会保険年金の全体としての支給体系のあり方、労災保険給付と民事損害賠償との調整のあり方、労働福祉事業のあり方等の問題については、今回結論に至らなかったが、これらについても引き続き検討を行ったうえで速やかに改善の措置を講ずるよう努めるべきものとする。

1. 主として公平、均衡を図る観点から措置を講ずべき事項

(1) 年金に関する給付基礎日額の年齢階層別最低保障額・最高限度額の設定

現行の年金については、給付額が被災直前3か月間の賃金に基づいて算定されることもあって、若年時被災労働者については雇用継続により期待される年功賃金が反映されない憾みがあり、また他方では、きわめて高額年金受給者が存在し著しく均衡を失する等の問題があるので、次の点を考慮しつつ、年金の給付基礎日額に年齢階層別の最低保障額及び最高限度額を設けるものとする。

最低保障額及び最高限度額は、「賃金構造基本統計調査」をもとにして、年齢階層ごとに当該年齢階層に属する労働者の大半が受けている賃金の実態を考慮して定めること

最高限度額の設定に当たっては、ILO第121号条約の規定を満たすこと

最低保障額は現行の最低保障額を下回らないこと

最低保障額の年齢階層による変更は、労働能力をすべて喪失し、年功賃金の恩恵に浴さない被災者を対象とすること

既裁定者については、その者が法改正時に受けている給付基礎日額を保障するが、新規裁定者との均衡を考慮し、その額が最高限度額を超える間スライドの適用につき所要の措置を講ずること。

(2) 労災保険未加入中の事故に関する費用徴収

適用事業の事業主が故意又は重大な過失により労災保険の加入手続を怠っている間において災害が発生した場合においては、保険料を納付している事業主等との均衡を考慮し、保険給付に要した費用の一部を当該事業主から徴収すること。

(3) 特別加入制度の合理化

任意加入方式をとっている特別加入制度については、給付の適正化を図るため、一般労働者に課されている雇入れ時の健康診断にならって、加入時に健康診断書の提出を義務付けることとすること。

(4) 収監中の者等に係る休業補償給付及び休業給付の適正化

療養のため労働できないことによる賃金の損失を補てんする休業補償給付及び休業給付の本来の趣旨に鑑み、刑務所等に収容され労働の場に出ることのできない者に対しては休業補償給付又は休業給付を支給しないこととすること。

(5) 一部休業者に係る休業補償給付及び休業給付の適正化

一日のうち一部を休業している者に支給する休業補償給付又は休業給付については、現行では一日当たりの賃金の100分の60に相当する額とされているため、就業に見合う賃金を加算すると一日当たりの賃金を超えるケースも生じ不合理であるので、休業により受けなかった賃金の100分の60に相当する額とすること。

(6) メリット制の改善

個々の事業主の保険料負担の公平化及び中小企業における災害防止努力の一層の喚起を図るため、メリット制適用事業場の範囲を拡大するとともに、メリット収支率の算定方法の適正化を行うこと。

(7) 事業主の意見の申出

保険給付請求事案に関する支給決定に当たり、労災事故の一方の当事者である事業主にも行政庁に対し意見の申出ができるようにすること。

2. 主として高齢化社会への対応の観点から講ずべき措置

高齢化社会の進展等に対応し、次の事項につき労働福祉事業の充実を図ること。

(1) 高齢被災労働者の介護のための援護事業の充実

高齢被災労働者については、本人及び家族の高齢化により介護に恵まれない者が増加しつつあるという状況に鑑み、これらの者のために専門の養護施設(いわゆるナーシングホーム)の設置を検討するとともに、併せて重度被災労働者に係る在宅介護を充実すること。

(2) 高齢化社会等に対応する労働者の安全衛生確保事業の充実

労働者の高齢化及び最近における技術革新の進展に対応し、その労働災害の減少に資するため、労働者の安全・健康管理のための事業を拡充するとともに、依然として中小企業において災害が多発している現状に鑑み中小企業における災害防止事業の拡充を図ること。

(3) 中小企業における退職金の支払確保に関する事業の充実

中小企業における従業員の退職金の支払を確保し、その生活の安定を図るため、中小企業における退職金制度の整備の促進に必要な措置を講ずること。

3. その他改善措置を講ずべき事項

(1) アフターケア制度の充実

労働災害による傷病の治ゆ・症状固定後の健康管理を図るため、アフターケアの対象となる傷病の範囲を拡大する等アフターケア制度の充実に努めること。

(2) 通勤災害の逸脱・中断の見直し

通学等労働者の一定の行為について現行の日常生活上必要最少限度の行為と同様に取り扱うこととすること。

(3) 海外に勤務する労働者に対する労災保険の適用の明確化

海外派遣特別加入制度の対象となる海外派遣と海外出張との区分を明確化し、適用に齟齬が生じないようにすること。

(4) 葬祭料及び葬祭給付の改善

最近の葬祭費用の実情を考慮し、葬祭料及び葬祭給付の定額部分を引き上げること。

(5) 社会復帰施策の充実

被災労働者の増加に対応して、その社会復帰を促進するための施策を充実すること。

(6) 不服審査業務の迅速化

保険給付に関する不服審査については、審査体制の整備を図る等その迅速化に努めること。